告示

○文部科学省告示第九十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（古文書の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
越中国射水郡鳴戸村墾田図（麻布）　一鋪 天平宝字三年十一月十四日	平成二十一年文部科学省告示第百六号	越中国射水郡鳴戸村墾田図（麻布）　一鋪 天平宝字三年十一月十四日	独立行政法人国立文化財機構（奈良国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九

○文部科学省告示第九十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（歴史資料の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
伊能忠敬関係資料 一、地図・絵図類　七百八十七点 一、文書・記録類　五百六十九点 一、書状類　三百九十八点 一、典籍類　五百二十八点 一、器具類　六十三点	平成二十一年文部科学省告示第百四号	伊能忠敬関係資料 一、地図・絵図類　七百八十七点 一、文書・記録類　五百六十九点 一、書状類　三百九十八点 一、典籍類　五百二十八点 一、器具類　六十三点	香取市（伊能忠敬記念館保管）	千葉県香取市佐原ロ二一二七

○文部科学省告示第九十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（書跡・典籍の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨書是則集（扉題藤原定家筆）　一帖	昭和十六年文部省告示第七百九十二号	是則集　一帖	学校法人大阪青山学園	大阪府箕面市新稲二―一一―一

○文部科学省告示第九十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫